

障害者支援施設 京都市桂川療護園

運営規程

社会福祉法人京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

障害者支援施設京都市桂川療護園運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団（以下「法人」という。）が運営する障害者支援施設京都市桂川療護園（以下「施設」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、その円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該施設の支給決定を受けた障害者（以下「契約者」という。）に対し、適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 事業者（施設を運営する者。以下同じ。）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の5に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業者は、法人の掲げる「多様な福祉サービスがその契約者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行う。
- 3 事業者は、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努める。
- 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 事業者は、契約者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の基本原則に留意し、意思決定の支援に努める。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、本人の意向を把握するとともにサービス提供体制の確保に努める。
- 6 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京都市桂川療護園
- (2) 所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(実施する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設が実施する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業

(2) 施設入所支援

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 生活介護事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者 1名(常勤職員)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、生活介護計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(2) 医師(嘱託) 1名以上
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 看護職員 1名以上
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等についてのすべての業務にあたる。

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上の必要数
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対して日常生活上に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、看護師その他の者をもって代えることがある。

(5) 生活支援員 1名以上(常勤職員1名以上)
生活支援員は、生活介護計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(6) 生活支援員、看護職員等直接処遇に従事する職員の総数は24名以上とする。

2 施設入所支援に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) サービス管理責任者 1名(常勤職員)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、施設入所支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(2) 生活支援員 1名以上
生活支援員は、施設において、施設入所支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

3 前2項に掲げる者のほか、施設におく従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(施設長) 1名(常勤職員)
管理者は、当該施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 管理栄養士 1名(常勤職員)
管理栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した献立を作成し、適切な栄養管理を行う。

(3) 事務員
事務員は、経理、総務を担当する。

※ 職員は、併設している短期入所(定員4名)のサービスと一体的に提供する。

(施設障害福祉サービスの提供日及び提供時間)

第6条 施設福祉サービス（施設入所支援を除く。）の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 提供日 月曜日から金曜日、その他管理者が認めた日
- (2) 提供時間 午前10時から午後5時30分までとする。

(施設障害福祉サービスごとの利用定員)

第7条 施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 定員40名
- (2) 施設入所支援 定員40名

(主たる対象者)

第8条 施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 身体障害者（18才未満の者を除く。）
- (2) 施設入所支援 身体障害者（18才未満の者を除く。）

(通常の事業の実施地域)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）のごとの通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 京都市全域
- 2 前項の規定にかかわらず、通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第10条 施設が提供する生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 入浴、排せつ及び食事の介護
- (3) 創作活動又は生産活動の機会の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援
- 2 施設が提供する施設入所支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 施設入所支援計画の作成
 - (2) 入浴、排せつ及び食事の介護
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設入所支援の利用者に必要な支援
- 3 施設は、前2項の施設障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、その提供する施設障害福祉サービスごとに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第11条 サービス管理責任者は、契約者について、その有する能力、その置かれている環

境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活やその課題を明らかにし、契約者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での施設福祉サービス計画を作成する。

(介護)

- 第12条 施設は、契約者の心身の状況に応じ、契約者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な方法により、適切な技術をもって介護を行う。
- 2 施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭する。
 - 3 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、契約者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない契約者のおむつを適切に取り替える。
 - 5 施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、契約者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行う。
 - 6 施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させる。
 - 7 施設は、契約者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせることはない。

(相談及び援助)

- 第13条 施設は、常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 2 施設は利用者に対し、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を定期的に確認する。

(食事)

- 第14条 施設は、食事の提供に当たり、あらかじめ、契約者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得る。
- 2 施設は、食事の提供に当たり、契約者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、契約者の年齢及び障害の特性によって、適切な栄養及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行う。
 - 3 施設は、食事の提供に当たり、栄養士をおかないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受ける。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 施設は、適宜契約者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。
- 2 施設は、契約者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

- 3 施設は、常に契約者の家族との連携を図るとともに、契約者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(健康管理等)

第16条 施設は、常に契約者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

- 2 施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行う。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第17条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、契約者から当該指定施設障害福祉サービスに係る契約者負担額の支払を受ける。

- 2 施設は、法定代理受領を行わない指定施設障害福祉サービスを提供した際は、契約者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受ける。

- 3 施設は、指定施設障害福祉サービスにおいて提供する便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について、契約者に説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供にかかる費用 1,550円（うち食材料費 880円）

①朝食 300円（うち食材料費 170円）

②昼食 750円（うち食材料費 410円）

③夕食 500円（うち食材料費 300円）

(2) 光熱水費 240円（施設入所支援に係るものに限る。）

(3) 創作的活動に係る材料費 実費（生活介護に係るものに限る。）

(4) 日用品費 実費

(5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるもの

- 4 施設は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第18条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 契約者が外出する場合は、事前に施設に届け出るものとする。

(2) 契約者は、施設の利用にあたって、喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす行為や、宗教活動、政治活動、営利活動等、秩序を乱す行為をしてはならない。

(3) 契約者はやその家族は、支援計画の作成に参画し、日常生活の支援及び機能訓練・行事への参加を通して自立した生活ができるように努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第19条 施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う

等の必要な措置を講じる。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第20条 施設は、施設入所支援を利用する契約者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設入所支援を円滑に利用することができるようにする。

(非常災害対策)

第21条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知させる。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、別に定める「京都桂川園災害時避難訓練計画」に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時等の際の消火、避難協力体制を整備する。

(事故発生時の対応)

第22条 施設は、契約者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、当該契約者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 施設は、契約者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 施設は、事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続し実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止のための措置)

第24条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。

- 2 施設における虐待防止の指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

- 4 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置する。
- 5 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

- 第25条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとする。
 - 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果について職員へ周知する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(契約支給量の報告等)

- 第26条 施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの内容、契約者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）を当該契約者の受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該契約者の支給量の範囲内で定める。
- 2 施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

(提供拒否の禁止)

- 第27条 施設は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒まない。

(連絡調整に対する協力)

- 第28条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について、市町村又は相談支援事業を行う者が連絡調整等にできる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

- 第29条 施設は、第9条の通常の事業の実施地域等を勘案し、契約者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害者支援施設、障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
- 2 施設は、契約者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第30条 施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認する。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第31条 施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から契約の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第32条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、契約者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、契約者、その家族及び市町村等に対し契約者の状況を必要に応じ確認する。

(サービス提供の記録)

第33条 施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、施設障害福祉サービスの提供の都度記録し、契約者から提供した施設障害福祉サービスについて確認を受ける。

(利用者負担額等に係る管理)

第34条 施設は、契約者が同一の月に施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、契約者が当該同一の月に受けた当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、施設は、文書にて利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、契約者及び他の指定障害福祉サービスを提供した者に文書で通知する。

(介護給付費の額に係る通知等)

第35条 施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る費用の支給を受けた場合は、契約者に対し、当該契約者等に係る介護給付費の額を文書で通知する。

- 2 施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第36条 施設は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第37条 施設は、契約者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 月以内
 - (2) 継続研修 年 3 回
 - (3) その他必要とする研修

(定員の遵守)

第38条 施設は、利用定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第39条 施設は、契約者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(協力医療機関等)

第40条 施設は、契約者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 契約者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 契約者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた契約者の入院を原

- 則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、契約者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
 - 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
 - 5 施設は、契約者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該契約者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
 - 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（掲示）

- 第41条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関事業その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

- 第42条 施設の従業者及び管理者は「京都桂川園就業規則第20条」を遵守し、正当な理由なく、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 施設の従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、契約者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

（情報の提供等）

- 第43条 施設は、契約者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。
- 2 施設が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

（利益供与等の禁止）

- 第44条 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、契約者又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、契約者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受しない。

(苦情解決)

- 第45条 施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
 - 3 施設は、契約者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(地域との連携)

- 第46条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 施設は、契約者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成する地域連携会議を1年に1回以上開催する。

(ハラスメント対策)

- 第47条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(記録の整備)

- 第48条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、契約者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存する。
 - (1) サービスの提供の記録
 - (2) 施設障害福祉サービス計画
 - (3) 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 虐待等の記録

(その他運営についての留意事項)

- 第49条 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂川園の定める

運営本方針並びに管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(附則)

平成22年 4月 1日	施行
平成23年 4月 1日	一部改正
平成24年 4月 1日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正
平成26年 4月 1日	一部改正
平成27年 6月 1日	一部改正
平成30年 1月 1日	一部改正
令和 3年 4月 1日	一部改正
令和 3年 8月 1日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正
令和 5年 8月 1日	一部改正
令和 6年 4月 1日	一部改正